

広島県告示第五百七十三号

次の医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出が撤回され、及び同条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急医療機関として認定した。

平成二十六年九月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 協力の申出が撤回された救急医療機関

名	称	所	在	地
広島医療生活協同組合	広島共立病院	広島市安佐南区中須二丁目一九番六号		

二 救急医療機関として認定された医療機関

名	称	所	在	地	効力を有する期限	備考
広島医療生活協同組合	広島共立病院	広島市安佐南区中須二丁目二〇番二〇号			平成二九年八月三一日	